

福井県サービス付き高齢者向け住宅立入検査等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条、福井県サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に係る事務処理要綱第11条第2項、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行後におけるサービス付き高齢者向け住宅の管理について（平成24年4月10日付け国住心第19号）の1の（1）の規定に基づき、福井県内のサービス付き高齢者向け住宅に対する定期報告および立入検査を行うにあたり必要な事項を定める。

(定期報告の実施方法)

- 第2条 定期報告提出の対象となる登録事業者に対して、「サービス付き高齢者向け住宅事業の管理状況報告書の提出について」（様式1）により、通知を行う。
- 2 登録事業者は、「サービス付き高齢者向け住宅事業の管理状況報告書」（様式2）を毎年7月1日現在の状況について7月15日までに2部提出するものとする。
 - 3 定期報告の内容確認は、建築住宅課および長寿福祉課の職員が、それぞれの所管事項を分担して行う。

(定期報告に係る是正等の指示)

第3条 定期報告を確認した結果、是正すべき内容があった場合は、速やかに「サービス付き高齢者向け住宅事業に係る是正等の指示について」（様式3）により、登録事業者あて通知する。

(立入検査の実施方法)

- 第4条 立入検査は、次の各号のとおり行うものとする。
- 一 サービス付き高齢者向け住宅の管理開始日の属する年度の翌々年度
 - 二 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録更新日の属する年度の翌年度
 - 三 その他、定期報告や通報等により登録内容に疑義が生じた場合
- 2 立入検査の対象となる登録事業者に対して、「サービス付き高齢者向け住宅の立入検査の実施について」（様式4）により、事前通知を行う。ただし、緊急を要する場合等にはこれによらないことができる。
 - 3 立入検査の検査員は、原則として土木部建築住宅課および健康福祉部長寿福祉課の職員からそれぞれ1名以上により構成するものとする。ただし、緊急を要する場合等にはこれによらないことができる。
 - 4 立入検査にあたっては、「サービス付き高齢者向け住宅事業者立入検査調書」を活用する。

(立入検査の留意事項)

第5条 検査員は、立入検査時に次の各号に留意しなければならない。

- 一 登録住宅への立入検査は、登録住宅および登録住宅職員の正常な業務を妨げないよう努める。
 - 二 登録住宅関係者に、あらかじめ立入検査の趣旨を説明し、登録住宅の理解と協力が得られるよう努める。
- 2 登録事業者または登録事業者から登録住宅の管理もしくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者は、立入検査時に次の各号に協力しなければならない。
- 一 登録住宅および併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設の業務状況の説明
 - 二 帳簿、管理状況書類の開示
 - 三 その他、検査員が求める事項

(報告)

第6条 検査員は、立入検査を実施したときは、速やかに所属長に報告する。

(立入検査に係る是正等の指示)

第7条 立入検査の結果、是正すべき内容があった場合は、速やかに「サービス付き高齢者向け住宅の立入検査結果通知書」(様式5)により、登録事業者あて通知する。

(是正等の報告)

第8条 登録事業者は、第3条または第7条の指示事項について、所要の是正措置を講じるとともに、指示に対する是正結果について、「サービス付き高齢者向け住宅事業の指示に対する是正報告書」(様式6)を3部提出するものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

(様式1)

第 号
年 月 日

(登録事業者) 様

福 井 県 知 事 印

サービス付き高齢者向け住宅事業の管理状況報告書の提出について

高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条第1項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業の管理等の状況確認のため、登録住宅の現状（ 年7月1日現在）につきまして、下記のとおり報告書の提出をお願いします。

記

1 対象となるサービス付き高齢者向け住宅の概要

住宅の位置 :
住宅の名称 :
登録年月日 : 年 月 日
登録番号 : 第 号

2 提出書類 :

3 提出期限 : 年 月 日

4 提出方法 :

5 提出先 :

(様式2)

年 月 日

福 井 県 知 事 様

<報告者(登録事業者)>

住所

商号、名称

氏名

印

サービス付き高齢者向け住宅事業の管理状況報告書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり登録住宅の管理等の状況（ 年7月1日現在）を報告します。

記

1 登録住宅の位置

2 登録住宅の名称

3 登録年月日 年 月 日

4 登録番号 第 号

5 管理状況 別紙のとおり

(様式3)

第 号
年 月 日

(登録事業者) 様

福 井 県 知 事 印

サービス付き高齢者向け住宅事業に係る是正等の指示について

高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき登録したサービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等について、下記事項については是正等を図る必要があると認められますので、法第25条各項の規定に基づき指示します。

つきましては、登録事項の訂正申請、是正、改善等の必要な措置を行い、その結果については是正報告書（様式6）を3部提出してください。

記

1 サービス付き高齢者向け住宅の概要

住宅の位置 :
住宅の名称 :
登録年月日 : 年 月 日
登録番号 : 第 号

2 指 示 事 項 :

3 報 告 期 限 : 年 月 日

4 提 出 先 :

(様式4)

第 号
年 月 日

(登録事業者) 様

福 井 県 知 事 印

サービス付き高齢者向け住宅の立入検査の実施について (通知)

高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり立入検査を実施しますので通知します。

つきましては、立入検査時に当該住宅に関する管理状況等について質問等をさせていただきますので、事業者として責任のある回答ができる方の対応をお願いします。

記

1 対象となるサービス付き高齢者向け住宅の概要

住宅の位置 :
住宅の名称 :
登録年月日 : 年 月 日
登録番号 : 第 号

2 立入検査実施日時および場所

日 時 : 年 月 日
場 所 :

3 立入検査担当職員

4 その他

(様式5)

第 号
年 月 日

(登録事業者) 様

福 井 県 知 事 印

サービス付き高齢者向け住宅の立入検査結果通知書

高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項の規定に基づく立入検査を下記2のとおり実施したところ、下記3の事項については是正を図る必要があると認められましたので、法第25条各項の規定に基づき指示します。

つきましては、登録事項の訂正申請、是正、改善等の必要な措置を行い、その結果については是正報告書（様式6）を3部提出してください。

記

1 立入検査を実施したサービス付き高齢者向け住宅の概要

住宅の位置 :

住宅の名称 :

登録年月日 : 年 月 日

登録番号 : 第 号

2 立入検査日時 : 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分

3 指 示 事 項 :

4 報 告 期 限 : 年 月 日

5 提 出 先 :

(様式6)

年 月 日

福 井 県 知 事 様

<報告者(登録事業者)>

住所

商号、名称

氏名

印

サービス付き高齢者向け住宅事業の指示に対する是正報告書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条第1項の規定により、登録住宅の指示に対する是正結果を下記のとおり報告します。

記

1 登録住宅の位置

2 登録住宅の名称

3 登録年月日 年 月 日

4 登録番号 第 号

5 報告内容 別紙のとおり

(様式6 別紙)

サービス付き高齢者向け住宅事業の指示に対する是正報告内容

登録事業者の名称、氏名	
登録住宅の名称	
報告担当者の氏名	
報告担当者の連絡先	() -

No	指示事項	その対応や是正結果	是正年月日
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			

備考

1. 是正内容がわかる写真や参考資料を適宜添付すること
2. 提出期限までには是正完了が困難なものについては、是正結果欄には是正計画の内容、是正年月日欄には是正予定年月日を記入し、是正完了時には是正内容がわかる写真や参考資料を適宜提出すること